

◎新潟県告示第37号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年1月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ゆずり葉	上越市富岡2325-1	特定非営利活動法人 敬天会	平成29年12月31日